

野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会
令和元年度 第1回専門部会（子ども部会）次第

日 時 令和元年7月25日（木）
午前10時30分から
会 場 市役所2階 中会議室

1 開 会

2 内 容

（1）幼児教育の無償化

（2）その他

3 閉 会

10月1日から

幼児教育・保育が無償に



子育て世帯を社会全体で応援
していくため、国は子育て世帯
の経済的負担を軽減しようと、
10月から全国的に幼児教育・保

■幼児教育・保育の無償化の対象など

	認可保育所 ・地域型保育 ・認定こども園(保育) ・障害児通所施設など	施設型給付幼稚園 認定こども園		私学助成幼稚園		認可外保育施設 ・一時預かり事業 ・病院保育事業 ・ファミリー・サポート事業
		教育	預かり保育	教育	預かり保育	
3歳～5歳児	利用料無償	利用料無償	保育の必要な 子どもが無償 上限月額 11,300円	利用料無償 上限月額 25,700円	保育の必要な 子どもが無償 上限月額 11,300円	保育の必要な子 どもが無償 上限月額 37,000円
満3歳児 (3歳になってから最 初の3月31日まで)	—	利用料無償	対象外	利用料無償 上限月額 25,700円	対象外	—
市民税非課税 世帯の満3歳児	—	利用料無償	保育の必要な 子どもが無償 上限月額 16,300円	利用料無償 上限月額 25,700円	保育の必要な 子どもが無償 上限月額 16,300円	—
市民税非課税世 帯の0～2歳児	利用料無償	—	—	—	—	保育の必要な子 どもが無償 上限月額 42,000円
認定申請 (10月から無償 化するには)	不要	不要	必要 8月中旬に 各園へ申請	必要 7月中旬に 各園へ提出	必要 9月上旬に 各園へ提出	必要 8月6日～9月2日間に 保育課へ申請
支給申請 (10～12月分)	不要	不要	必要 来年1月中旬に 各園へ申請	不要	必要 来年1月頃に 各園へ提出	必要 来年1月中旬に保育課へ申請 (ファミリー・サポート事業は 児童家庭課へ)
無償化に係る 費用の支払い 方法	支払いなし (現物給付)	支払いなし (現物給付)	支払い後に 後から返還 (償還払い)	支払いなし (現物給付)	支払い後に 後から返還 (償還払い)	支払い後に 後から返還 (償還払い)

育の無償化を始めます。

なお、食材料費・通園送迎費・
行事費などは実費で、無償化の
対象外です。

無償化に係る費用の支払い方
法は、現物給付(利用料を支払
う必要がない)と、償還払い(いっ
たん全額支払い、無償分を後から
返還)の2種類です。

認定の申請が必要な場合も

すでに、1・2・3号認定
を受けている子どもは申請の
必要はありませんが、受けて
いない場合で、無償化の対象
になっているサービスを利用
する場合は、教育・保育認定、
施設等利用給付認定の申請を
行ってください。

なお、すでに1号認定を受
けている子どもでも、預かり
保育を無償で利用するために
は認定申請が必要です。

認定書類の配布場所は、市
役所や関係支所、各出張所、
市内保育所、こども園、幼稚
園などで配布しています。市
外の施設・事業を利用して
いる方は問い合わせしてくださ
い。

※施設型給付幼稚園：野田北部・
市立野田・市立関宿南部・市立関

宿中部幼稚園

※私学助成幼稚園：月影・第野田
中央・宮崎・野田中央・柳沢・岩木・
関宿幼稚園

〔受付・問合せ〕 保育課、障害

議長選挙の結果

6月26日、定例市議会で、前
議長の辞職に伴い議長選挙が行

議長の横顔

市議会の議論が活発になるよう
一歩一歩着実に



野田市議会議長
竹内美穂さん

「公平で公正な議会運営に務
めたいと思います。議会の監視
機能を発揮するため、委員会
審査の質の向上を通じたまちづ
くりの提言・提案をすること、
決算審査では課題の洗い出し、
各議員がビジョンを持つて相互
に議論してもらい、それらを
集約し、議会がPDCAサイク
ルをまわしながら、次の予算編
成に向けて市議会として提言で
きるよう追求したい。議案の本
質を突いて市民に訴えていくこ
との積み重ねで野田市議会が一
歩ずつ前に進んでいけると考え

児通所施設などは障がい者支援

課、私学助成幼稚園は学校教育
課、ファミリー・サポート事業
は児童家庭課

〔HP検索〕 1022231

われました。

◆議長 竹内美穂議員

「地下鉄8号線誘致は、関係
機関と連携し引き続き力を入れ
るとともに、学力向上も含め野
田の教育を今一度考える必要が
あると考えています」と力強く
話します。最後に「常に『おかげ
さま』の心を忘れないことです
ね」と笑顔で締めくくりました。

2019年10月1日から

3歳から5歳までの障害のある子どもたちのための
児童発達支援等の利用者負担が無償化されます

就学前の障害児を支援するため、下記のサービスについては、
 対象者の利用者負担を無料とします。

無料となるサービス

- ・ 児童発達支援
- ・ 医療型児童発達支援
- ・ 居宅訪問型児童発達支援
- ・ 保育所等訪問支援
- ・ 福祉型障害児入所施設
- ・ 医療型障害児入所施設

対象となる子ども

無償化の対象となる期間は、
「満3歳になって初めての4月1日から3年間」です。

(具体的な対象者の例)

時 期	対 象 者
2019年10月1日 ～2020年3月31日	誕生日が 2013年4月2日～2016年4月1日 までの障害のある子ども
2020年4月1日 ～2021年3月31日	誕生日が 2014年4月2日～2017年4月1日 までの障害のある子ども

- ※ 利用者負担以外の費用（医療費や、食費等の現在実費で負担しているもの）は引き続きお支払いいただくことになります。
- ※ 幼稚園、保育所、認定こども園等と、上記サービスの両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。

無償化にあたり、新たな手続きは必要ありません。

ご利用の障害児サービス事業所との間で、年齢を伝えるなどして無償化対象であることを事前にご確認ください。

問い合わせ先：〇〇市 〇〇部〇〇課

TEL 〇〇-〇〇-〇〇〇〇

MAIL 〇〇@〇〇.〇〇.jp

(参考) 通所受給者証への記載例

「障害児通所給付費にかかる通所給付決定事務等について」参考様式9 一部抜粋

(四)

障害児相談支援給付費の支給内容		
支給期間	令和 年 月 から 令和 年 月 まで	
指定相談支援事業所名		
モニタリング期間		
予備欄		

(五)

利用者負担に関する事項		
負担上限 月額	円	
適用期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで	
食事提供加算対象者		
適用期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで	
利用者負担上限額管理対象者該当の有無		
利用者負担上限額管理事業所名		
特記事項欄	追記箇所 ・第2子(第3子以降)軽減対象児童 ・無償化対象児童 (対象期間 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで)	
予備欄		

(六)

障害児通所支援事業者記入欄		
番号	事業者及びその事業所の名称	
1	支援の内容	事業者確認印
	契約支給量	
	契約日	令和 年 月 日
	当該契約支給量に達した日	令和 年 月 日
2	支援提供終了日	事業者確認印
	当該契約支給量に達した日	
	契約日	令和 年 月 日
	当該契約支給量に達した日	令和 年 月 日
3	事業者及びその事業所の名称	
	支援の内容	事業者確認印
	契約支給量	
	契約日	令和 年 月 日